避難指示区域外から避難されている方々へ　借上げ住宅から自己契約に切り替える際の敷金等の参考としてください

2016年09月06日

避難指示区域外から避難されている方々への借上げ住宅の提供は平成29年3月末をもって終了します。

借上げ住宅では新潟県から入居当初に退去時の補修費用として、家賃の2か月分の額が貸主へ支払われています。

つきましては、現在、お住まいの借上げ住宅を平成29年4月1日に自己契約に切り替える際の敷金等の取扱いについて、入居者の方々の負担を軽減するため、以下のとおり県、(公社)新潟県宅地建物取引業協会等から貸主へ依頼していますので、自己契約の際の参考としてください。

なお、避難指示区域外から借上げ住宅へ入居されている方々には、既に貸主への依頼通知を新潟県からお知らせしています。

また、貸主への依頼内容は任意であり、自己契約時に必ずしも貸主が確約するものではありません。

〈貸主への依頼内容〉

・借上げ住宅から自己契約に切り替えて引き続き入居する際は、敷金を新たに請求しないこと。
・自己契約後に入居者が退去する際は、原状回復に要する費用のうち、家賃2か月分に相当する額までは入居者に請求しないよう契約書に記載すること。
・契約事務手数料は5千円から1万円を目安とする。
・仲介手数料は請求しないこと。

◇このページに関するお問い合わせは

震災復興支援課　広域支援対策室
住所：950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話：025-282-1732(直通) ファクシミリ：025-280-5709
電子メール：ngt030180@pref.niigata.lg.jp

Copyright(C) Niigata Prefectural Government.All Rights Reserved.

新潟県報道資料

新潟県

平成28年5月26日

東日本大震災により自主避難されている方々の県内での避難継続・定住希望に対して総合的な支援策を実施します

東日本大震災により福島県から自主避難されている方々への応急仮設住宅の提供が平成28年度末に終了することに伴い、県では自主避難されている方々が、引き続き県内で安定した生活を送れるよう、就業や居住に係る総合的な支援を実施することとし、関連予算を6月県議会に提案します。

1　自主避難者への居住に係る支援

(1)　県営住宅への入居支援

自主避難者に提供する県営住宅について、入居の際に必要な修繕等を実施。

(2)　公営住宅に移転する自主避難者への引越費用の補助

県営及び市営住宅に移転する世帯に対し、5万円を上限として引越費用を補助。

(3)　小・中学生がいる自主避難者への民間賃貸住宅の家賃支援

小・中学生がいる世帯で、学区変更を伴うために公営住宅への移転ができない子育て世帯を支援するため、民間住宅の家賃を補助。

・福島県の民間賃貸住宅家賃補助に、1万円の上乗せ支援を行い、合計で月額4万円まで補助。（平成30年度は月額3万円まで）

2　県内における就業支援

「U・Iターンコンシェルジュ」に避難者支援担当を配置し、県内在住避難者などの就職先確保や住居・生活情報の提供等の支援を実施。

【参考】福島県の主な支援策
①福島県へ帰還する世帯への引越費用補助：県外10万円、県内5万円
②民間賃貸住宅の家賃補助：1／2補助、上限3万円／月（平成29年1月から平成30年3月まで）
1／3補助、上限2万円／月（平成30年度）

中山註：
積極的な支援策として評価できるが、課題もある。
・福島県の対象世帯をベースにして、
・さらに対象を限定している
（「小中学生のいる世帯」）

【本件についてのお問い合わせ先】
県民生活・環境部震災復興支援課長　遠藤
（直通）025-280-5218　（内線）2374

【県営住宅の入居支援に係るお問い合わせ】
土木部都市局建築住宅課長　有坂
（直通）025-280-5438　（内線）3380